

水道料金・下水道使用料 現行・改定後比較表(1か月) (円・税抜き)

区分	料金体系	水量/汚水量	水道料金		下水道使用料	
			現行	改定後	現行	改定後
一般用/一般汚水	基本料金	0m ³ ~8m ³ まで (現行0m ³ ~10m ³ まで)	710	710	430	470
		9m ³ ~10m ³ まで	-	75	-	35
	超過料金 (1m ³ につき)	11m ³ ~20m ³ まで	150	150	55	69
		21m ³ ~30m ³ まで	205	205	68	85
		31m ³ ~40m ³ まで	270	270	82	103
		41m ³ ~50m ³ まで	315	315	98	123
		51m ³ ~100m ³ まで	370	352	116	139
		101m ³ ~500m ³ まで	380	361	136	163
		501m ³ ~1000m ³ まで	385	366	157	188
1001m ³ 以上	390	371	179	206		
湯屋用/浴場汚水	1m ³ につき	60	60	11	11	
臨時用	1m ³ につき	700	700	-	-	

メーター料 現行・改定後比較表(1か月) (円・税抜き)

口径(mm)	現行	改定後
20まで	200	50
25	300	70
30	500	200
40	500	300
50	3,000	2,000
75	4,000	2,300
100	5,000	3,000
150	15,000	12,000

※現行と改定後両方の料金が適用される期間の料金は、それぞれの料金が適用される日数に応じて日割計算により算出します。

平成26年1月から 水道料金及び下水道使用料が 改定されます

上下水道部では、お客様に安全・安心な水を安定してお届けし、使用後の水をきれいにして猪名川へかえすため、これまで経営の健全化を図りながら事業を進めてきました。しかし、近年、水需要の減少により収益が悪化する一方、施設の更新や耐震化に取り組む必要が生じてきています。このような状況を踏まえ、このたび、安全・安心なライフラインを次世代へつなぐために、水道料金及び下水道使用料の改定をお願いすることになりました。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

水道料金・下水道使用料 改定後料金・メーター料早見表(2か月)

水量/汚水量(m ³)	水道料金	下水道使用料	口径(mm)	メーター料
0	1,491	987	20まで	105
10	1,491	987	25	147
20	1,806	1,134	30	420
30	3,381	1,858	40	630
40	4,956	2,583	50	4,200
50	7,108	3,475	75	4,830
60	9,261	4,368	100	6,300
70	12,096	5,449	150	25,200
80	14,931	6,531		
90	18,238	7,822		
100	21,546	9,114		



水道料金・下水道使用料計算表(2か月) (円・税込み)

区分	水量/汚水量(m ³)	水道料金(2か月分)	下水道使用料(2か月分)
一般用/一般汚水	0~16	基本料金 1,420×1.05	基本料金 940×1.05
	17~20	(@ 75 × 水量 +220)×1.05	(@ 35 × 水量 +380) ×1.05
	21~40	(@150 × 水量 -1,280)×1.05	(@ 69 × 水量 -300) ×1.05
	41~60	(@205 × 水量 -3,480)×1.05	(@ 85 × 水量 -940) ×1.05
	61~80	(@270 × 水量 -7,380) ×1.05	(@ 103 × 水量 -2,020) ×1.05
	81~100	(@315 × 水量 -10,980) ×1.05	(@ 123 × 水量 -3,620) ×1.05
	101~200	(@352 × 水量 -14,680) ×1.05	(@ 139 × 水量 -5,220) ×1.05
	201~1000	(@361 × 水量 -16,480) ×1.05	(@ 163 × 水量 -10,020) ×1.05
	1001~2000	(@366 × 水量 -21,480) ×1.05	(@ 188 × 水量 -35,020) ×1.05
2001~	(@371 × 水量 -31,480) ×1.05	(@ 206 × 水量 -71,020) ×1.05	

【料金の計算方法】
(使用水量62m³ 口径20mmの場合)
計算表の使用水量「61~80」の計算式の「水量」に「62」を当てはめて計算します。
まず、水道料金は、
(@270×62-7,380)×1.05=9,828円。
次に、下水道使用料は、
(@103×62-2,020)×1.05=4,584円。
それらにメーター料105円を加えて、
9,828+4,584+105=14,517円となります。
※1円未満切り捨て

水道料金及び下水道使用料は、2か月ごと(大口使用者は1か月ごと)にメーターの検針を行い、その使用量に基づいてお支払いいただいております。【料金に関するお問い合わせ】 営業課:TEL 072-754-6132

池田市上下水道部

大阪府池田市大和町1番10号 <http://www.ikedashi-suido.jp/> TEL.072-754-6069 FAX.072-751-3852

Q. 改定の内容は?

a 水道

- ・メーター料の引き下げ
- ・基本水量を10m³から8m³に変更
- ・超過料金に新ランク(9~10m³)を設定
- ・超過料金の見直し
- ・平均改定率1.46%
(メーター料を含めると1.45%の引き下げ)

a 下水道

- ・基本水量を10m³から8m³に変更
- ・超過料金に新ランク(9~10m³)を設定
- ・基本料金及び超過料金の引き上げ
- ・減免制度の一部廃止(平成26年4月1日から)
- ・平均改定率20.5%

a 一般家庭のモデルケース 4人家族・2か月分 (60m³・口径20mmの水道メーター使用)

		(円・税込み)		
項目	現行	改定後	差額	
水道料金	水道料金	8,946	9,261	315
	メーター料	420	105	-315
	計	9,366	9,366	0
下水道使用料	3,486	4,368	882	
合計	12,852	13,734	882	

水道料金は、315円上がりますが、メーター料が同額下がりますので、負担増はありません。一方、下水道使用料は、料金が上がりますので、全体で882円(1か月あたり441円)の負担増となります。

※マンション等ではメーター料を管理会社等で支払っている場合があります。

Q. なぜ、料金改定を行うの？



a 早くから整備してきた上下水道施設及び管路(水道管・下水道管)等の更新や相次ぐ大震災を教訓とした耐震化に取り組んでいく必要があります。一方、水需要は生活様式の変化や節水機器の普及などにより減少傾向であり、安定経営に必要な資金を確保するために、料金改定が必要となりました。そこで、平成25年4月、池田市上下水道事業経営審議会に料金のあり方等について諮問し、計4回の審議を経て8月に答申を受けました。その後、市議会9月定例会に料金改定関係議案を提案し、本会議及び委員会での慎重審議の結果、関係議案は原案通り可決されました。

a 水道「現状に合わせた料金体系」

水道事業は、平成5年に料金改定を行って以来、現行の料金体系を維持し、黒字経営に努めてきました。今回の改定は、メーター料の引き下げと水需要の変化に対応した料金体系への見直しを行うものです。

a 下水道「更新や耐震化に必要な資金の確保」

公共下水道事業は、平成16年に使用料改定を行い、健全な経営に努めてきましたが、使用水量の減少等により平成22年度から3年連続で赤字決算となっています。この状況は今後も続く予想され、施設及び管路等の更新や耐震化に必要な資金の確保が困難となるため、使用料改定を行うものです。

Q. 僕たちが大きくなるころには、どうなるの？



a 施設の老朽化がピークを迎えます

水道事業は昭和13年から給水を開始し、浄水場は昭和53年に完成しました。公共下水道事業は昭和28年から整備を開始し、下水処理場は昭和43年に完成しました。市内をめぐる管路は、そのほとんどが昭和30～40年代に埋設されています。今後、施設や管路の老朽化が急速に進むため、下表のような対策が必要となります。

水道事業の整備計画

平成26年度～34年度

施設	金額	今後の予定
浄水場	約44億円	施設の耐震化等 機械や電気設備の更新
水道管	約33億円	総延長約281kmのうち 老朽管を毎年約3km耐震管に更新
計	約77億円	

公共下水道事業の整備計画

平成26年度～34年度

施設	金額	今後の予定
下水処理場	約108億円	汚泥処理施設の機器更新 耐用年数を超える土木構造物の更新
下水道管	約37億円	総延長296kmのうち 老朽管を順次更新・耐震化予定
計	約145億円	

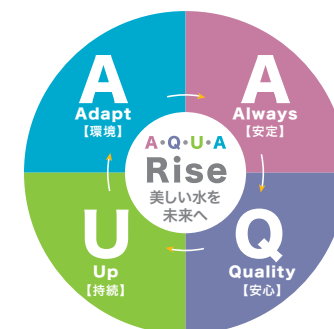
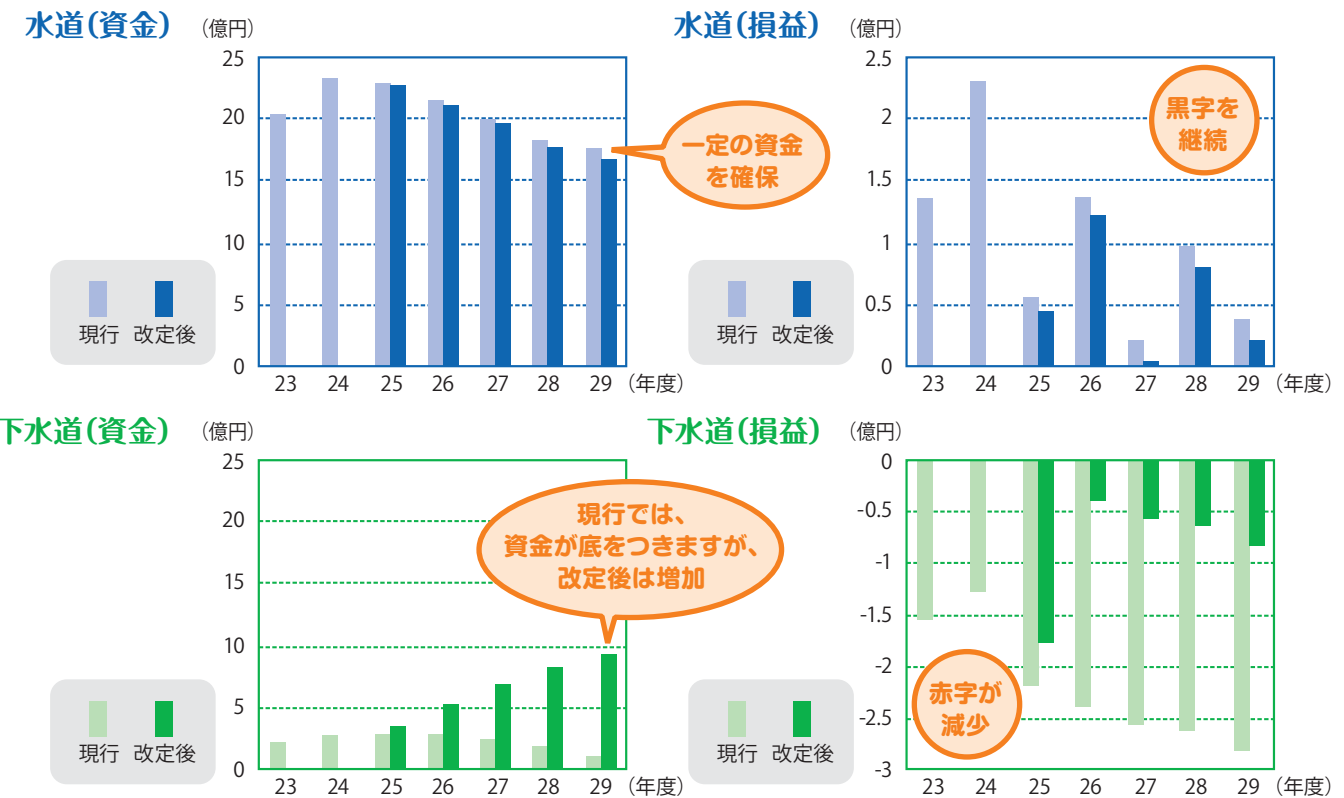
Q. 今までどんな取り組みをしてきたの？



- a** **人件費の削減** …………… 人員の削減や給与のカットなど
- 業務の一部委託** …………… 執務時間外対応、検針等の業務、下水処理場の運転管理など
- 施設の統廃合** …………… 配水池の効率的な統合、廃止など
- 水道、下水道の組織統合** …………… 共通経費の削減、事務の効率化など
- 下水道に企業会計の導入** …………… 透明性の確保、収支の明確化など

Q. 改定後はどうなるの？

a 水道事業については、現行・改定後も一定の資金が確保できます。公共下水道事業については、現行では赤字が増加し資金が底をつきますが、改定後は赤字額が減少し、一定の資金が確保できます。下のグラフは、両事業の資金と損益の今後の推移を表しています。



美しい水を未来へ

水道・下水道は共に生活に欠かせないライフラインです。今回の改定は、健全な水循環を次世代につなげていくために必要となるものです。今後も社会情勢や使用量推移を注視し、5年程度で料金のあり方について検討していきます。引き続き、経費の削減や効率化など、一層の経営努力を行っていきますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。